第6回研究施設等廃棄物連絡協議会

資料6—3

受託契約･処分単価の検討状況

平成23年2月16日

独立行政法人　日本原子力研究開発機構
埋設事業推進センター

- ✓ 原子力機構が、これまで検討してきた受託契約及び処分単価設定の考え方について、その検討状況を本協議会にて紹介し、ご意見をいただくこととしたい。
- ✓ 引き続き協議を重ね、検討を進めていくとともに、説明会等の場を通して得られる発生者の意見を踏まえて、検討結果を取りまとめていくこととしたい。

○ 埋設処分業務の実施に関する計画（認可： 平成21年11月13日）

第2章 当面実施する事項

4. 処分単価及び受託契約

原子力機構は、処分単価の透明性を確保した公正かつ合理的な設定方法や、原子力機構以外の発生者から処分の委託を受ける際に締結する受託契約に当たり必要となる事項、内容、条件等について検討を行う。（後略）

○ 平成22年度 埋設処分業務に関する計画（年度計画）

1. 平成22年度に実施する業務

1.5 処分単価及び受託契約

透明性を確保した公正かつ合理的な処分単価の設定方法に関し、発生者の意見を踏まえて検討を行う。

原子力機構以外の発生者から研究施設等廃棄物の処分の委託を受ける際に締結する受託契約に必要となる事項、内容、条件等について発生者の意見を踏まえ検討を行った結果を取りまとめる等、受託契約の準備に係る作業を行う。

1．契約の考え方（1/2）

①契約形態

埋設事業においては、廃棄体を埋設処分するという仕事の完成を目的としているため、**「請負契約」**

②契約方法

○「基本契約（仮称）」

受託契約に関する基本的事項（埋設対象廃棄体予定物量等、支払方法、完了報告、責任分担等）取り交わすもので、機構の許認可を含めた埋設事業計画の根拠

○「○年度　埋設処分委託計画書（仮称）」

委託者、受託者双方の事業計画を確定するために、埋設処分を実施する年度の前年度末までに基本契約に則り、埋設処分廃棄体本数等諸条件の取り交わし

○「埋設処分依頼書（仮称）」

委託者より、「○年度　埋設処分委託計画書（仮称）」に基づいて個別に発注依頼を受けるものであり、本依頼書の受領・取り交わしにより、契約の効力発生

１．契約の考え方（2/2）

③契約の効力

「埋設処分依頼書（仮称）」及び廃棄体確認検査等に必要な提出書類に不備がないことを原子力機構が確認の上、受理した時点で**契約の効力発生**

④支払時期・方式

支払時期・方式については、**基本契約において別途協議**

⑤契約の履行

廃棄体の埋設処分を実行した（廃棄体確認検査に合格し、埋設施設へ廃棄体を受入れた）時に、契約履行

２．処分単価設定の考え方

処分単価の見直し

平成23年度実施計画変更申請の際、総費用に基づいて収支計画、資金計画を策定した際に設定し、公表することとしているが、それ以降の見直しの考え方として、

○立地場所が決定し、基本設計が完了した時点で、見直し公表
○初期建設が終了した時点で、見直し公表
○「定期的な見直し」として、中期目標期間ごとに見直し公表
　その際、総費用に直近の物価変動率の傾向等を反映
○「必要に応じて見直す」場合、物価高騰時に見直し公表
　その際、予め判断基準を作成し、必要に応じて基準を改定
※一例として、日銀の金融政策検討会合では「政策委員が物価が安定していると考える水準（消費者物価上昇率が、2%以下のプラスで、中心が1%程度）」を参考とする。